

## 長野県告示第570号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間 終了年月日
有限会社 ミヤザワ薬局	上田市大字上田原804-5	平成19年11月1日

健康づくり支援課

## 長野県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所  
下水内郡栄村大字塚字又旅沢3137の2、3137の3、3138の6、3138の7
- 保安林として指定された目的  
なだれの防止
- 解除の理由  
道路用地とするため

森林整備課

## 長野県告示第572号

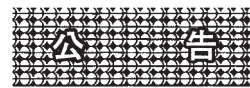
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所  
伊那市手良沢岡623の3、623の4
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由  
道路用地とするため

森林整備課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日  
平成19年10月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人C L I P inすわ
- 代表者の氏名  
両 角 源 美
- 主たる事務所の所在地  
茅野市中大塩22番地35
- 定款に記載された目的  
この法人は、家族機能の変化により、子育てに困難を感じている、親や家族に対して、ペアレントプログラムの実施や育自事業、相談事業を行い、親を支え、励まし育てることにより、親の背中を見せながら自信をもった子育てができる、「親育ち」に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日  
平成19年10月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人夢の実
- 代表者の氏名  
松 山 博
- 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高2830番地10
- 定款に記載された目的  
この法人は、障害児者に対して放課後支援等余暇支援活動と地域住民への啓発活動を行うことにより障害者福祉に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
コスモファーマシー株式会社	上田市中央2-17-5	塩之入 盾 和
ル・プレ株式会社	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚 田 弘

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
コスモファーマシー株式会社	上田市中央2-17-5	塩之入 盾 和
ル・プレ株式会社	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚 田 弘

## 4 変更した年月日

平成19年8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日  
平成19年 8月28日
- 5 届出年月日  
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友野沢店  
佐久市野沢字一丁田315- 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
株式会社はなお か	上田市中央 3- 8- 1	花 岡 正 一
寺島薬局株式会 社	茨城県つくば市天久保 2- 17- 5	田 口 武

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
株式会社はなお か	上田市中央 3- 8- 1	花 岡 正 一
寺島薬局株式会 社	茨城県つくば市天久保 2- 17- 5	田 口 武

- 4 変更した年月日  
平成19年 8月28日
- 5 届出年月日  
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友御代田店  
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763- 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年 8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラトゥ望月店

佐久市協和字下田119- 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アート建築設計室

佐久市望月15- 3

有限会社大田薬品

佐久市望月172

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
有限会社大田薬品	佐久市望月172	大 田 正 美
有限会社ヤマダ	塩尻市大門幸町700- 1	山 田 久 子
飯 島 昇 一	上田市長瀬1363- 24	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社大田薬品	佐久市望月172	大 田 正 美
有限会社ヤマダ	塩尻市大門幸町700- 1	山 田 久 子
飯 島 昇 一	上田市長瀬1363- 24	-

4 変更した年月日

平成19年 8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
前 澤 安 子	埴科郡坂城町大字坂城6741	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
前 澤 安 子	埴科郡坂城町大字坂城6741	-

## 4 変更した年月日

平成19年8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月26日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上田東店

上田市常田3-300-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田3-4-57

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
有限会社りき	上田市常田2-16-16	等々力 哲 雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社りき	上田市常田2-16-16	等々力 哲 雄

## 4 変更した年月日

平成19年8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月26日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター  
上田市秋和字立石361-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社スギウラ  
埴科郡坂城町大字坂城6391  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社スギウラ	埴科郡坂城町大字坂城6391	杉 浦 卯太郎
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社スギウラ	埴科郡坂城町大字坂城6391	杉 浦 卯太郎
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
株式会社はなおか	上田市中央3-8-1	花 岡 正 一
有限会社塚田呉服店	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚 田 弘
株式会社アイ・トピア	東京都八王子市横川町1120-1	田 中 尚 己
有限会社プラトゥ	千曲市大字屋代2451	矢 島 久 和
株式会社甲州屋山田商店	上田市中央2-5-5	山 田 豊
株式会社小森ネット	東京都杉並区久我山5-38-15	小 森 繁
コスモファーマシー株式会社	上田市中央2-17-5	塩之入 盾 和
宮 道 泰 俊	長野市三輪4-13-14	-

真栄食品株式会社	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5	山 田 洋 一
斎 藤 正 利	小県郡長和町大門1209	-
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢 野 博 丈
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田 熊 太 郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
株式会社はなおか	上田市中央3-8-1	花 岡 正 一
有限会社塚田呉服店	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚 田 弘
株式会社アイ・トピア	東京都八王子市横川町1120-1	田 中 尚 己
有限会社プラトゥ	千曲市大字屋代2451	矢 島 久 和
株式会社甲州屋山田商店	上田市中央2-5-5	山 田 豊
株式会社小森ネット	東京都杉並区久我山5-38-15	小 森 繁
コスモファーマシー株式会社	上田市中央2-17-5	塩之入 盾 和
宮 道 泰 俊	長野市三輪4-13-14	-
真栄食品株式会社	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5	山 田 洋 一
斎 藤 正 利	小県郡長和町大門1209	-
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢 野 博 丈
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田 熊 太 郎

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友三好町店  
上田市御所字石田607-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日  
平成19年8月28日
- 5 届出年月日  
平成19年10月26日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸子プラッツ  
上田市上丸子331-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
昭和建物株式会社  
長野市大字高田中村259-2  
株式会社泉万  
上田市緑が丘3-23-11
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
桜井 八 郎	上田市長瀬3512	-
株式会社一富士	上田市中央2-3-1	荻 窪 み の る
不二毛糸株式会社	上田市長瀬2805-29	湊 文 甫
有限会社だいまる	上田市上丸子261-38	柳 澤 孝 彦
有限会社魚久	上田市上丸子261-38	久 田 隆 志

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
桜井 八 郎	上田市長瀬3512	-
株式会社一富士	上田市中央2-3-1	荻 窪 み の る
不二毛糸株式会社	上田市長瀬2805-29	湊 文 甫
有限会社だいまる	上田市上丸子261-38	柳 澤 孝 彦
有限会社魚久	上田市上丸子261-38	久 田 隆 志

- 4 変更した年月日  
平成19年8月28日
- 5 届出年月日  
平成19年10月26日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東部中央公園ショッピングセンター  
東御市鞍掛上河原83-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
千曲薬研株式会社	東御市常田547	田 中 三 夫
株式会社55ステーション	東京都港区赤坂7-10-20	平 尾 茂 一
杉 浦 正 和	上田市腰越1036-5	-
有限会社ローズ	東御市滋野736-242	竹 内 新 二
有限会社よしだ	上水内郡飯綱町大字牟礼2736	吉 田 一 昭

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
千曲薬研株式会社	東御市常田547	田 中 三 夫
杉 浦 正 和	上田市腰越1036-5	-
有限会社ローズ	東御市滋野736-242	竹 内 新 二
有限会社よしだ	上水内郡飯綱町大字牟礼2736	吉 田 一 昭

- 4 変更した年月日  
平成19年8月28日(株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名)  
平成19年4月1日(株式会社55ステーションの退店)
- 5 届出年月日  
平成19年10月26日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。



平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## 4 変更した年月日

平成19年8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
諏訪倉庫株式会社	岡谷市郷田1-3-1	小宮山 利治郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
諏訪倉庫株式会社	岡谷市郷田1-3-1	牛 山 英 一

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
有限会社ヌーベル梅林堂	岡谷市本町3-8-40	中 村 文 明
吉 村 大 佑	岡谷市山下町2-6-5	-
武 井 雅 子	岡谷市東銀座1-12-21	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社ヌーベル梅林堂	岡谷市本町3-8-40	中 村 文 明
吉 村 大 佑	岡谷市山下町2-6-5	-
武 井 雅 子	岡谷市東銀座1-12-21	-

## 4 変更した年月日

平成18年6月20日(諏訪倉庫株式会社の代表者氏名)

平成19年8月28日(株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名)

- 5 届出年月日  
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日

平成19年8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月24日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちの本町共同店舗事業協同組合

茅野市本町東10-47

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
ちの本町共同店舗事業協同組合	茅野市本町東10-47	伊 藤 治
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
ちの本町共同店舗事業協同組合	茅野市本町東10-47	伊 藤 治
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
有限会社大和屋	茅野市本町東2-20	伊 藤 治
向 山 カズ子	茅野市本町東12-15	—
有限会社チノ薬 品	茅野市本町東10-47	笠 原 正 秀
有限会社カジュ アル屋	諏訪郡下諏訪町東町575- 1	中 村 光 利
丸興工業株式会 社	神奈川県藤沢市長後1271	橋 本 信 幸

## (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
有限会社大和屋	茅野市本町東2-20	伊 藤 治
向 山 カズ子	茅野市本町東12-15	—
有限会社チノ薬 品	茅野市本町東10-47	笠 原 正 秀
有限会社カジュ アル屋	諏訪郡下諏訪町東町575- 1	中 村 光 利
丸興工業株式会 社	神奈川県藤沢市長後1271	橋 本 信 幸

## 4 変更した年月日

平成19年8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

## (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

## (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
株式会社ヤナギ ヤ	松本市大字島内4660	柳 沢 茂
株式会社55ステー ション	東京都港区赤坂7-10- 20	平 尾 茂 一
株式会社ナガタ	諏訪市大字四賀1832-1	永 田 滋 弘
有限会社ミツワ	諏訪郡富士見町落合9984	古 屋 真 一
植 松 由 浩	諏訪郡富士見町落合10007	—
吉 田 義 治	諏訪郡富士見町落合9771- 53	—
株式会社シモク ラ	諏訪郡富士見町富士見 4654	下 倉 友 男
小 林 貞 子	諏訪郡富士見町富士見 1858	—
三好種子株式会 社	諏訪郡富士見町富士見 3590	三 好 種 子
有限会社今井書 店	茅野市仲町4-1	今 井 千 浩